

イ) 機械処理水による生息・生育環境の変化

造成工事に伴い発生する機械処理水による、排水地点の下流部に生息する重要な河川水生生物種の生息・生育環境の変化を、「6.5水質6.5.1土砂による水の濁り」の予測結果及び類似例等を基に予測した。

機械処理設備からの処理水の排水地点は轟川中流（p6-10-5に示す調査地点St.F）である。

なお、工事中における水の濁りの予測は、以下に示す赤土等流出防止対策を予測の前提としている。

「赤土等流出防止対策技術指針（案）」（平成7年、沖縄県土木建築部）に基づき、赤土等の流出を防止することを基本として、各種の現場状況に応じ適切な発生源対策を実施する。発生源対策によって抑制された濁水については、地下浸透方式や機械処理方式の濁水処理対策を実施することを前提とした。機械処理方式を併用する轟川流域では、底面に浸透機能を持たせた南側仮設調整池を設置することで赤土等の流出防止を図る計画だが、南側仮設調整池の貯留能力を超える場合は、機械処理設備によって、濁水の処理濃度が25mg/L以下、処理能力が360m<sup>3</sup>/h規模で轟川へ排水する。